

「岡山市国民保護計画」新旧対照表

※修正部分は、下線で示しています。

修正理由については、次のとおりとし、新旧対照表の修正理由欄に番号で記載しています。

- ① 国の基本指針や岡山県国民保護計画と整合を図ったもの
- ② 内容の変更を伴わない修正
- ③ 実施体制、方針の見直しによるもの
- ④ 時点修正及び訂正

◆変更内容の整理（第1編 総論）

No.	変更箇所		変更内容		修正理由
	章	頁	旧	新	
1	第1章 市の責務、計画の目的等	P1	<u>1 計画の目的</u> (略) <u>本計画は、基本指針及び県国民保護計画に基づき、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定め、市として適切な体制の整備を図るとともに、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。</u>	<u>1 市の責務</u> (略) <u>市は、国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定め、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施するため、市として適切な体制の整備を図るとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。</u>	②
2	第1章 市の責務、計画の目的等	P1	<u>2 新規</u>	<u>2 計画の目的</u> <u>市国民保護計画は、市の国民保護措置等の実施体制、平素から備えや予防、武力攻撃事態等への対処に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、市の国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃等による被害を最小にすることを目的とする。</u>	②
3	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	P4	1 岡山市国民保護計画の作成 2 岡山市国民保護協議会の設置、運営 3 岡山市国民保護対策本部及び岡山市緊急対処事態対策本部の設置、運営	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営	②
4	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	P4	1 岡山県国民保護計画の作成 2 岡山県国民保護協議会の設置、運営 3 岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部の設置、運営	1 崑国民保護計画の作成 2 崑国民保護協議会の設置、運営 3 崑国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部の設置、運営	②
5	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	P5	<u>【指定地方行政機関】</u> 中国管区警察局	<u>【指定地方行政機関】</u> <u>中国四国管区警察局</u>	④

◆変更内容の整理（第1編 総論）

No. .	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁	旧	新	
6	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	P5	中国四国農政局 1 応急用食料の調達・供給 2 農業関連施設の応急復旧	中国四国農政局 <u>(農林水産省農産局)</u> 1 応急用食料の調達・供給 <u>(政府所有米穀(災害救助用米穀)の引渡しは、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課)</u> 2 農業関連施設の応急復旧	①
7	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	P7	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 1 武力攻撃災害 <u>又は緊急対処事態により放射性物質等の放出又是放出のおそれがあった場合の</u> 指導、助言等	①
8	第4章 市の地理的、社会的特徴	P9	1 地形 岡山市は、岡山県南部のほぼ中央に位置し、北に吉備高原、南に瀬戸内海を擁し6市4町と市境を接している。面積は789.96km ² で、県土の11.1%を占めている。	1 地形 岡山市は、岡山県南部のほぼ中央に位置し、北に吉備高原、南に瀬戸内海を擁し6市4町と市境を接している。面積は789.95km ² で、県土の11.1%を占めている。	④
9	第4章 市の地理的、社会的特徴	P9	2 気候 岡山市は、瀬戸内式気候区に属し、平均気温が南部で16℃前後、北部で14℃前後と年間を通して比較的温暖で、日照時間は2,000時間を超えている。近年10年間の降水量の平均値は <u>1,101</u> mm（岡山地方気象台）である。	2 気候 岡山市は、瀬戸内式気候区に属し、平均気温が南部で16℃前後、北部で14℃前後と年間を通して比較的温暖で、日照時間は2,000時間を超えている。近年10年間の降水量の平均値は <u>1,174</u> mm（岡山地方気象台）である。	④
10	第4章 市の地理的、社会的特徴	P9	3 人口分布 なお、平成22年国勢調査では、 <u>296,790</u> 世帯、 <u>709,584</u> 人となつた。	3 人口分布 なお、 <u>令和2年</u> 国勢調査では、 <u>327,620</u> 世帯、 <u>724,691</u> 人となつた。	④
11	第4章 市の地理的、社会的特徴	P10	5 鉄道、空港、港湾の位置等 (略) 空港は、岡南飛行場及び3,000mの滑走路を有する岡山空港があり、国から指定されている重要港湾である岡山港がある。	5 鉄道、空港、港湾の位置等 (略) 空港は、 <u>南部に</u> 岡南飛行場、 <u>北部には</u> 3,000mの滑走路を有する岡山空港があり、 <u>港湾は</u> 、国から指定されている重要港湾である岡山港がある。	②

◆変更内容の整理（第1編 総論）

No.	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁	旧		
12	第5章 計画が対象とする事態	P12 P13	<p>第5章 計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態 <u>(新規)</u> 本計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。 (1)着上陸侵攻（略） (2)ゲリラや特殊部隊による攻撃（略） (3)弾道ミサイル攻撃（略） (4)航空攻撃（略）</p> <p>（新規）</p>	<p>第5章 計画が対象とする事態</p> <p>第1 武力攻撃事態</p> <p>1 武力攻撃事態の種類</p> <p>本計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている<u>4類型</u>を対象とする。</p> <p>(1)着上陸侵攻（略） (2)ゲリラや特殊部隊による攻撃（略） (3)弾道ミサイル攻撃（略） (4)航空攻撃（略）</p> <p>2 NBC（核・生物・化学）攻撃の特徴及び主な対応 NBC攻撃の特徴や主な対応は、次のとおりである。</p> <p>(1)核兵器等 当初は、主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることにより、その物質そのものが持つようになる放射能）によって被害が生じる。 放射性降下物は爆心地付近から降下し始め、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。また、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻をタオルで保護する、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける等、内部ひばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。また、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	①

◆変更内容の整理（第1編 総論）

No. .	変更箇所		変更内容		修正理由
	章	頁	旧	新	
13	第5章 計画が対象とする事態	P14		<p>(2)生物兵器 人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、散布が判明した時点では、既に被害が拡大している可能性がある。 使用される生物剤の特性、ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害範囲が異なるが、ヒトを媒介する生物剤による攻撃では、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となる病原体の特性に応じた、医療活動、蔓延防止対策を行うことが重要である。</p> <p>(3)化学兵器 一般的に、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散する。サリン等の神経剤は空気より重く、下を這うように拡散する。）また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤により異なる。 国、関係機関等の連携の下、原因物質の検知、汚染地域の特定又は予測を適切に行い、避難については、住民を安全な風上の高台に誘導するなど、避難措置を適切に行うことが重要であり、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが必要である。</p>	①

◆変更内容の整理（第1編 総論）

No .	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁			
14	第5章 計画が対象とする事態	P 15	<p>2 緊急対処事態 本計画における緊急対処事態の定義は次の<u>(1)</u>のとおりとし、<u>(2)</u>及び<u>(3)</u>のような事態を対象とする。 <u>(新規)</u></p> <p><u>(1)、(2)、①</u> ア 原子力事業所等の破壊 イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ウ 危険物積載船への攻撃 エ ダムの破壊</p> <p><u>(2)、ア</u> <u>(3)、①、ア、イ、ウ、エ</u> <u>(2)、ア</u></p>	<p>第2 緊急対処事態 本計画における緊急対処事態の定義は次の1のとおりとし、2及び3のような事態を対象とする。</p> <p>1 緊急対処事態の定義</p> <p>削除、2、(1) 削除</p> <p>① 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ② 危険物積載船への攻撃 ③ ダムの破壊</p> <p>(2)、①、 3、(1)、(1)、②、(3)、④ (2)、①</p>	①、②

◆変更内容の整理（第2編 平素からの備えや予防）

No.	変更箇所		変更内容		修正理由																				
	章	頁	旧	新																					
15	第1章 組織・体制の整備等	P16	<p>(職員配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>配 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 担当課体制</td> <td>危機管理室職員</td> </tr> <tr> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に移行するための準備に必要な要員（概ね全職員の1割程度を基準として参集を行うが、個別の事態の状況に応じて、市長がその都度判断）</td> </tr> <tr> <td>③ 国民保護対策本部体制</td> <td>原則として、全ての職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	体 制	配 備	① 担当課体制	危機管理室職員	② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に移行するための準備に必要な要員（概ね全職員の1割程度を基準として参集を行うが、個別の事態の状況に応じて、市長がその都度判断）	③ 国民保護対策本部体制	原則として、全ての職員	<p>(職員配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>配 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 担当課体制</td> <td>危機管理室職員</td> </tr> <tr> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> <td>1号配備～3号配備 (状況に応じて、市長がその都度判断)</td> </tr> <tr> <td>③ 国民保護対策本部体制</td> <td>4号配備（全職員）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配備(1号～4号)については、岡山市地域防災計画のとおりとする。</p>	体 制	配 備	① 担当課体制	危機管理室職員	② 緊急事態連絡室体制	1号配備～3号配備 (状況に応じて、市長がその都度判断)	③ 国民保護対策本部体制	4号配備（全職員）	③				
体 制	配 備																								
① 担当課体制	危機管理室職員																								
② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に移行するための準備に必要な要員（概ね全職員の1割程度を基準として参集を行うが、個別の事態の状況に応じて、市長がその都度判断）																								
③ 国民保護対策本部体制	原則として、全ての職員																								
体 制	配 備																								
① 担当課体制	危機管理室職員																								
② 緊急事態連絡室体制	1号配備～3号配備 (状況に応じて、市長がその都度判断)																								
③ 国民保護対策本部体制	4号配備（全職員）																								
16	第1章 組織・体制の整備等	P17	<p>【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・第5項)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>医療の実務に係る要請等に関すること。 (法第85条第1・2項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・第5項)	実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実務に係る要請等に関すること。 (法第85条第1・2項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		訴訟に関すること。(法第6条、175条)		<p>【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 (法:国民保護法)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資 *の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・第5項)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>医療の実務に係る要請等に関すること。 (法第85条第1・2項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 特定物資:救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者が取り扱うものをいう。</p>	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資 *の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・第5項)	実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実務に係る要請等に関すること。 (法第85条第1・2項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		訴訟に関すること。(法第6条、175条)		②
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・第5項)																								
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実務に係る要請等に関すること。 (法第85条第1・2項)																								
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)																								
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)																									
訴訟に関すること。(法第6条、175条)																									
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資 *の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条) 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・第5項)																								
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実務に係る要請等に関すること。 (法第85条第1・2項)																								
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)																								
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)																									
訴訟に関すること。(法第6条、175条)																									
17	第1章 組織・体制の整備等	P20	<p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(1)略</p> <p>(2)医療機関との連携</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(1)略</p> <p>(2)医療機関との連携</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	④																				
18	第1章 組織・体制の整備等	P24	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>【国民保護ポータルサイト】 http://www.kokuminhogo.go.jp/</p> <p>【総務省消防庁ホームページ】 http://www.fdma.go.jp/</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>【国民保護ポータルサイト】 https://www.kokuminhogo.go.jp/</p> <p>【総務省消防庁ホームページ】 https://www.fdma.go.jp/</p>	④																				

◆変更内容の整理（第2編 平素からの備えや予防）

No.	変更箇所		変更内容		修正理由																						
	章	頁	旧	新																							
19	第1章 組織・体制の整備等	P24	2 訓練 (1)市における訓練の実施 (略) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携 を図る。	2 訓練 (1)市における訓練の実施 (略) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	①																						
20	第2章 避難、救援、及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	P26	1 避難に関する基本的事項 (3)高齢者、障害者等への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応に準じ、これらの者が優先的に避難できるよう、平素から関係部局、消防、県警察、町内会、自主防災会等と緊密な連携のもと、高齢者、障害者等の避難対策を講ずる。	1 避難に関する基本的事項 (3)避難行動要支援者等への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者等の自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難対策を講ずる。	①																						
21	第2章 避難、救援、及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	P26	3 救援に関する基本的事項 (1)県との調整 市は、大都市の特例により、県と同様の立場で救援を行うことから、迅速かつ的確に救援に関する措置を実施できるよう、市の行う救援の内容について、自然災害時における市の活動状況を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。	3 救援に関する基本的事項 (1)県との調整 市は、大都市の特例により、救援の実施主体となることから、迅速かつ的確に救援に関する措置を実施できるよう、市の行う救援の内容について、自然災害時における市の活動状況を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。	②																						
22	第2章 避難、救援、及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え		なお、市と県との役割分担は、概ね以下のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>実施主体</th></tr></thead><tbody><tr><td>①収容施設の供与</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>③医療の提供及び助産</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>④被災者の捜索及び救出</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>⑤埋蔵及び火葬</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>⑥電話その他の通信設備の提供</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>⑦武力攻撃災害を受けた住居の応急修理</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>⑧学用品の給与</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>⑨死体の捜索及び処理</td><td>○ ○</td></tr><tr><td>⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td><td>○ ○</td></tr></tbody></table>	項目	実施主体	①収容施設の供与	○ ○	②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○ ○	③医療の提供及び助産	○ ○	④被災者の捜索及び救出	○ ○	⑤埋蔵及び火葬	○ ○	⑥電話その他の通信設備の提供	○ ○	⑦武力攻撃災害を受けた住居の応急修理	○ ○	⑧学用品の給与	○ ○	⑨死体の捜索及び処理	○ ○	⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○ ○	削除	②
項目	実施主体																										
①収容施設の供与	○ ○																										
②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○ ○																										
③医療の提供及び助産	○ ○																										
④被災者の捜索及び救出	○ ○																										
⑤埋蔵及び火葬	○ ○																										
⑥電話その他の通信設備の提供	○ ○																										
⑦武力攻撃災害を受けた住居の応急修理	○ ○																										
⑧学用品の給与	○ ○																										
⑨死体の捜索及び処理	○ ○																										
⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○ ○																										

◆変更内容の整理（第2編 平素からの備えや予防）

No.	変更箇所		変更内容		修正理由
	章	頁	旧	新	
23	第2章 避難、救援、及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	P27	<p>5 避難施設の指定</p> <p>(1)避難施設の指定の考え方</p> <p>市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、県と連携しつつ、<u>避難施設の指定を行う。</u></p>	<p>5 避難施設の指定</p> <p>(1)避難施設の指定の考え方</p> <p><u>本市においては、国民保護法第184条の規定により、大都市の特例が適用されるため、本市が避難施設の指定を行う。指定に当たっては、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、県と連携しつつ行う。</u></p>	(2)
24	第2章 避難、救援、及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	P27	<p>(2)避難施設の指定に当たっての留意事項</p> <p>①避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を<u>指定するよう配慮する。</u></p> <p>②爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を<u>指定するよう配慮する。</u> <u>(新規)</u></p> <p>③一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>④危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないように配慮する。</p> <p>⑤物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有すると共に、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を<u>指定するよう配慮する。</u></p> <p>⑥車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を<u>指定するよう配慮する。</u></p>	<p>(2)避難施設の指定に当たっての留意事項</p> <p>①避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を<u>指定する。</u></p> <p>②爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所(<u>緊急一時避難施設</u>)としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を<u>指定する。</u></p> <p>③<u>住民を可能な限り受け入れができるよう、防災のために避難場所としている民間施設等についても指定するなど、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。</u></p> <p>④<u>それぞれの施設の収容人数を把握し、</u>一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定する。</p> <p>⑤<u>危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しない。</u></p> <p>⑥<u>物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有すると共に、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定する。</u></p> <p>⑦<u>車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定する。</u></p>	(1)、(3)
25	第5章 平素からの備えや予防についての事務分掌	P31	<p>第5章 平素からの備えや予防についての事務分掌</p> <p>本編第1章から前章までの事務の分担は、次のとおりとする。</p> <p>なお、各部は、第3編第3章に定める国民保護措置を行う業務の実施に必要な準備を行う。</p>	<p>第5章 平素からの備えや予防についての事務分掌</p> <p>本編第1章から前章までの事務の<u>市対策本部体制における</u>分担は、次のとおりとする。</p> <p>なお、各部は、第3編第3章に定める国民保護措置を行う業務の実施に必要な準備を行う。</p>	(2)

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No.	変更箇所		変更内容	修正理由
	章	頁		
26	第3編第1章 初動連絡体制 の迅速な確立 及び初動措置	P33	<p>【市緊急事態連絡室の構成】</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p>	<p>【市緊急事態連絡室の構成】</p>
27	第2章 市対策本部の 設置等	P36	<p>1 市対策本部の設置 (2)市対策本部の設置の手順 ①(略)②(略)③(略) ④市対策本部の開設</p> <p><u>市対策本部担当者は、保健福祉会館8階に市対策本部を開設する</u>とともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p>	<p>1 市対策本部の設置 (2)市対策本部の設置の手順 ①(略)②(略)③(略) ④市対策本部の開設</p> <p>危機管理室は、保健福祉会館8階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p>

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No. .	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁	旧	新	
28	第2章 市対策本部の設置等	P37	【市対策本部事務局の組織及び事務分掌】 【別紙1(旧)】のとおり	【市対策本部事務局の組織及び事務分掌】 【別紙1(新)】のとおり	③
29	第2章 市対策本部の設置等	P39	<p>【市国民保護対策本部組織図】</p>	<p>【市国民保護対策本部組織図】</p>	③

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No.	変更箇所		変更内容		修正理由
	章	頁	旧	新	
30	第3章 市対策本部体制における市の業務	P44	第3章 国民保護対策本部体制における市の業務 1 国民保護措置の実施体制 <u>【別紙2(旧)のとおり】</u>	第3章 国民保護対策本部体制における市の業務 1 国民保護措置の実施体制 <u>【別紙2(新)のとおり】</u>	③
31	第5章 警報及び避難の指示等	P61	第1 警報の伝達等 1 警報の通知及び伝達 「警報の伝達・通知系統図」 ※以下共通事項 消防本部 <u>一斉指令（音声・FAX）</u> <u>山陽放送（株）</u>	第1 警報の伝達等 1 警報の通知及び伝達 「警報の伝達・通知系統図」 ※以下共通事項 消防局 防災情報ネットワーク <u>RSK山陽放送（株）</u>	②、④
32	第5章 警報及び避難の指示等	P62	2 警報の内容の伝達方法 (1)警報の内容の <u>伝達方法</u> については、当分の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 ①(略) ②(略) <u>(新規)</u>	2 警報の内容の伝達方法 (1)警報の内容は、 <u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</u> 、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u> 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u> と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。 ①(略) ②(略) <u>※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。</u>	①
33	第5章 警報及び避難の指示等	P71 P72	3 避難住民の誘導 (1)～(6)略 <u>(7)新規</u> <u>(7),(8),(9),(10),(11),(12),(13)</u>	3 避難住民の誘導 (1)～(6)略 <u>(7)大規模集客施設等における避難</u> <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置を円滑に実施するために必要な対策をとる。</u> <u>(8),(9),(10),(11),(12),(13),(14)</u>	①

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No. .	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁	旧		
34	第6章 救援	P75	<p>第6章 救援</p> <p>1 救援の実施 (1)救援の実施 (略)</p> <p>①収容施設の供与 <u>(新規)</u></p> <p>②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</p> <p>③医療の提供及び助産</p> <p>④被災者の搜索及び救出</p> <p>⑤埋葬及び火葬 <u>(新規)</u></p> <p>⑥電話その他の通信設備の提供</p> <p>⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <p>⑧学用品の給与</p> <p>⑨死体の搜索及び処理</p> <p>⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>第6章</p> <p>1 救援の実施 (1)救援の実施 (略)</p> <p>①<u>避難</u>施設の供与</p> <p>②<u>応急仮設住宅の供与・住宅の応急修理等</u></p> <p>③食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</p> <p>④医療の提供及び助産</p> <p>⑤被災者の搜索及び救出 <u>(削除)</u></p> <p>⑥<u>遺体の搜索・収容・埋火葬等</u></p> <p>⑦電話その他の通信設備の提供 <u>(削除)</u></p> <p>⑧学用品の給与 <u>(削除)</u></p> <p>⑨武力攻撃災害によって住居又はその周辺に<u>もたらされた障害物</u>の除去</p>	②
35	第6章 救援	P77	<p>3 救援の内容</p> <p>(1)救援の基準等 (略)</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出る。 <u>(新規)</u></p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1)救援の基準等 (略)</p> <p>市は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出る。</p> <p><u>なお、市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者に対して、適切に救援を実施できるよう十分に配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。</u></p>	②

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No.	変更箇所		変更内容	修正理由
	章	頁	旧	
36	第6章 救援	P77	<p>(2)救援の内容 <u>市長は、救援の実施に関しては、それぞれ次の点に留意して行う。</u></p> <p>①<u>収容施設の供与</u> <u>・避難所の候補の把握（市民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）</u> <u>・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理</u> <u>・避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮</u> <u>・高齢者、障害者等の特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</u> <u>・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）</u> <u>・老人介護等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</u> <u>・長期避難住宅等の設置のための資機材等の不足が生じた場合の対応</u> <u>・提供対象人数及び世帯数の把握</u></p> <p>②(新規)</p>	<p>(2)救援の内容 <u><u>（削除）</u></u></p> <p>①<u>避難施設の供与</u> <u>市は、避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けけるおそれのある者を収容するため、原則として市立小学校・中学校並びに公民館、県立高等学校等を避難施設として開設し、避難住民等に供与する。</u></p> <p>ア <u>避難施設の開設場所</u> <u>市は、県と調整のうえ、開設する場所を決定する。</u></p> <p>イ <u>避難施設の開設の周知</u> <u>市は避難施設を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。</u></p> <p>ウ <u>市職員の派遣</u> <u>市は、避難施設を開設するときは、原則として市職員を派遣する。</u></p> <p>エ <u>避難施設の管理運営</u> <u>市は、施設管理者及び自主防災組織等の協力を得ながら、避難所運営マニュアルに基づき、避難施設の管理運営を行う。</u></p> <p>②<u>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等</u> <u>市は、武力攻撃災害により住宅を失い、居住することの出来なくなつた者に対する応急仮設住宅の建設や、住宅の破損に対する修理を実施するなど、住まいの確保を図る。</u></p> <p>ア <u>応急仮設住宅供与対象者</u> <u>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対して供与する。</u></p> <p>イ <u>住宅の応急修理の供与対象者</u> <u>住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の応急修理を提供する。</u></p> <p>②</p>

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No. .	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁	旧		
37	第6章 救援	P78	<p>②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</p> <p>・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認</p> <p>・物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請</p> <p>・提供対象人数及び世帯数の把握</p> <p>・引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制</p>	<p>③食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</p> <p>ア 食品の給与・飲料水の供給</p> <p>避難施設に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者など、食品を確保することが困難となった者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により、物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。</p> <p>イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに入手することができない状態にある者に対して、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により調達した物資を給与又は貸与し、被災者の生活の安定を図る。</p>	(2)

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No.	変更箇所		変更内容	修正理由
	章	頁	旧	
38	第6章 救援	P78	<p>③医療の提供及び助産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資器材、NBC対応資機材等の所在の確認 ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ・避難住民等の健康状態の把握 ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保 <p>④被災者の搜索及び救出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の搜索及び救出の実施について県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部の関係機関との連携 ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力 	<p>④医療の提供及び助産</p> <p><u>避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、住民の医療が必要となった場合は、被災者に対し迅速・的確な応急的医療及び助産を実施し、被災者の保護を図る。実施に当たっては、医療関係者の安全の確保について十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県を通じて国、指定公共機関等に支援を要請する。</u></p> <p>ア 救護所の設置</p> <p><u>市は、武力攻撃災害の規模、傷病者の発生状況等を把握し、必要に応じて開設した避難施設又は武力攻撃災害の現場に救護所を設置する。</u></p> <p>イ 医療救護班の派遣要請</p> <p><u>市は、武力攻撃災害の状況により医療救護が必要と認めた場合、岡医連・市医師会に医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>ウ 医療資機材等の供給</p> <p><u>市は、医療救護活動に必要な医療資機材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。</u></p> <p><u>輸血用血液が必要な場合は、岡山県赤十字血液センターにその供給を要請し確保する。</u></p> <p>⑤被災者の搜索及び救出</p> <p><u>市は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防機関等が行う搜索及び救出活動と調整を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、搜索及び救出を実施する。</u></p>

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No.	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁	旧		
39	第6章 救援	P78 P79	<p>⑤埋葬及び火葬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 ・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知」参考） ・県警察及び海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例） 	<p>⑥遺体の搜索・収容・埋火葬等</p> <p><u>市は、武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断して死亡していると推定される者等について、人道上及び人心の安定を図るため、遺体の搜索・収容・埋火葬等を実施する。</u></p> <p><u>遺体の搜索は県警察、消防部及び各区本部が、遺体の処理は総括事務本部、各区本部及び保健福祉部が、埋火葬等は市民生活部及び各区本部がそれぞれ連携し実施する。</u></p>	②
40	第6章 救援	P79	<p>⑥電話その他の通信設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・聴覚障害者等への対応 <p>⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <p>⑧学用品の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の被災状況の収集 ・不足する学用品の把握 ・学用品の給与体制の確保 	<p>⑦電話その他の通信設備の提供 <u>市は、指定公共機関の協力を得て、避難住民に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器等、必要な通信設備の確保に努める。また、避難施設において避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難施設開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に電話回線と必要な機器を整備する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑧学用品の給与</p> <p><u>市は避難の指示に基づく避難又武力攻撃災害により学用品を滅失又はき損したため、就学上支障のある児童又は生徒に対し、学用品の給与を行う。また、児童又は生徒の被災状況の収集、不足する学用品の把握、学用品の給与体制の確保を行う。</u></p>	②

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No .	変更箇所		変更内容	修正理由
	章	頁	旧	
41	第6章 救援	P79	<p>⑨武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 ・障害物の除去の施行者との調整 ・障害物の除去の実施時期 ・障害物の除去に関する相談窓口の設置 	<p>⑨武力攻撃災害によって住居又はその周辺に<u>もたらされた障害物</u>の除去</p> <p><u>市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室・炊事場・便所等、日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力で障害物が除去できない者に対して除去を実施する。</u></p> <p>②</p>

◆変更内容の整理（第3編 武力攻撃事態等への対処）

No.	変更箇所		変更内容		修正理由
	章	頁	旧	新	
42	第10章 保健衛生の確保その他の措置	P102	第10章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1)略(2)略(3)略(4)略(5)略 <u>(6)新規</u>	第10 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1)略(2)略(3)略(4)略(5)略 (6)公衆衛生対策 <u>事態等発生後、速やかに避難先地域における避難者の生活環境や要配慮者の状況等を調査する。調査した情報をもとに、公衆衛生上のニーズに応じた専門職種による公衆衛生活動チームを派遣し、避難所等において避難住民等の健康支援活動を行う。</u>	①
43	第11章 国民生活の安定に関する措置	P105	2 避難住民等の生活安定等 (1)略 (2)略 <u>(3)新規</u> <u>(4)新規</u>	2 避難住民等の生活安定等 (1)略 (2)略 (3)生活再建資金の融資等 <u>市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり、必要となる資金については、自然災害時の制度を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を設置する。</u> (4)雇用の確保 <u>市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。</u>	①

◆変更内容の整理（資料編）

No. .	変更箇所		変更内容		修正理由
	章	頁	旧	新	
44	資料編	資料1	<p>【用語集】 【か行】救命救急センター (略) 県内では、総合病院岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院 <u>(新規)</u></p>	<p>【用語集】 【か行】救命救急センター (略) 県内では、総合病院岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院、<u>川崎医科大学附属病院、岡山大学病院。</u></p>	④
45	資料編	資料 2	<p>高度救命救急センター (略) 県内では、川崎医科大学附属病院、<u>岡山中央病院。</u></p>	<p>高度救命救急センター (略) 県内では、川崎医科大学附属病院、<u>岡山大学病院。</u></p>	④
46	資料編	資料3	<p>【さ行】指定行政機関 事態対処法第2条第4項の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務庁、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省等の29機関。</p>	<p>【さ行】指定行政機関 事態対処法第2条第4項の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛装備庁、金融庁、<u>総務省</u>、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省等<u>34</u>機関。</p>	④
47	資料編	資料4	<p>【な行】 <u>(財)日本中毒情報センター</u></p>	<p>【な行】 <u>(公財)日本中毒情報センター</u></p>	④
48	資料編	資料 5 資料 6	<p>【は行】 武力攻撃予測事態 武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が<u>予浴</u>されるに至った事態。</p> <p>武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃<u>予浴</u>事態。</p>	<p>【は行】 武力攻撃予測事態 武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が<u>予測</u>されるに至った事態。</p> <p>武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃<u>予測</u>事態。</p>	④

◆変更内容の整理（資料編）

No.	変更箇所		変更内容					修正理由																																																																																																																																																																																											
	章	頁	旧			新																																																																																																																																																																																													
49	資料編	資料 6	<p>別表 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、淨水施設、配水池</td> <td>厚生労働省 (※1)</td> <td>保健福祉部 (※2)</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省 土木部 (※2)</td> <td>国土交通省 土木部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省 土木部</td> <td>国土交通省 土木部</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省 県民生活部</td> <td>国土交通省 県民生活部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省 農林水産部</td> <td>国土交通省 農林水産省 農林水産部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省 消防庁</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核燃料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省 農林水産部</td> <td>保健福祉部 農林水産省 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 水道供給人口が5万人以下に限る。 ※ 2 軌道施設に限る。</p>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	2号	ガス工作物	経済産業省	—	3号	取水施設、貯水施設、淨水施設、配水池	厚生労働省 (※1)	保健福祉部 (※2)	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省 土木部 (※2)	国土交通省 土木部	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	6号	放送用無線設備	総務省	—	7号	水域施設、係留施設	国土交通省 土木部	国土交通省 土木部	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省 県民生活部	国土交通省 県民生活部	9号	ダム	国土交通省 農林水産省 農林水産部	国土交通省 農林水産省 農林水産部					第28条	1号	危険物	総務省 消防庁	総務部	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	3号	火薬類	経済産業省	総務部	4号	高圧ガス	経済産業省	総務部	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	—	6号	核燃料物質	文部科学省 経済産業省	—	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	—	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省 農林水産部	保健福祉部 農林水産省 農林水産部	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	総務部	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—	11号	毒性物質	経済産業省	—					<p>別表 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、淨水施設、配水池</td> <td>国土交通省 (※1)</td> <td>保健福祉部 (※2)</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省 土木部 (※2)</td> <td>国土交通省 土木部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省 土木部</td> <td>国土交通省 土木部</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省 県民生活部</td> <td>国土交通省 県民生活部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省 農林水産部</td> <td>国土交通省 農林水産省 農林水産部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省 消防庁</td> <td>知事直轄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>知事直轄</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>知事直轄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核燃料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省 農林水産部</td> <td>保健福祉部 農林水産省 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 水道供給人口が5万人以下に限る。 ※ 2 軌道施設に限る。</p>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	2号	ガス工作物	経済産業省	—	3号	取水施設、貯水施設、淨水施設、配水池	国土交通省 (※1)	保健福祉部 (※2)	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省 土木部 (※2)	国土交通省 土木部	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	6号	放送用無線設備	総務省	—	7号	水域施設、係留施設	国土交通省 土木部	国土交通省 土木部	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省 県民生活部	国土交通省 県民生活部	9号	ダム	国土交通省 農林水産省 農林水産部	国土交通省 農林水産省 農林水産部					第28条	1号	危険物	総務省 消防庁	知事直轄	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	3号	火薬類	経済産業省	知事直轄	4号	高圧ガス	経済産業省	知事直轄	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	—	6号	核燃料物質	文部科学省 経済産業省	—	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	—	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省 農林水産部	保健福祉部 農林水産省 農林水産部	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—	11号	毒性物質	経済産業省	—					(4)
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局																																																																																																																																																																																															
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	2号	ガス工作物	経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	3号	取水施設、貯水施設、淨水施設、配水池	厚生労働省 (※1)	保健福祉部 (※2)																																																																																																																																																																																															
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省 土木部 (※2)	国土交通省 土木部																																																																																																																																																																																															
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—																																																																																																																																																																																															
	6号	放送用無線設備	総務省	—																																																																																																																																																																																															
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省 土木部	国土交通省 土木部																																																																																																																																																																																															
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省 県民生活部	国土交通省 県民生活部																																																																																																																																																																																															
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省 農林水産部	国土交通省 農林水産省 農林水産部																																																																																																																																																																																															
第28条	1号	危険物	総務省 消防庁	総務部																																																																																																																																																																																															
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部																																																																																																																																																																																															
	3号	火薬類	経済産業省	総務部																																																																																																																																																																																															
	4号	高圧ガス	経済産業省	総務部																																																																																																																																																																																															
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	6号	核燃料物質	文部科学省 経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	—																																																																																																																																																																																															
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省 農林水産部	保健福祉部 農林水産省 農林水産部																																																																																																																																																																																															
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	総務部																																																																																																																																																																																															
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—																																																																																																																																																																																															
	11号	毒性物質	経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局																																																																																																																																																																																															
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	2号	ガス工作物	経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	3号	取水施設、貯水施設、淨水施設、配水池	国土交通省 (※1)	保健福祉部 (※2)																																																																																																																																																																																															
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省 土木部 (※2)	国土交通省 土木部																																																																																																																																																																																															
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—																																																																																																																																																																																															
	6号	放送用無線設備	総務省	—																																																																																																																																																																																															
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省 土木部	国土交通省 土木部																																																																																																																																																																																															
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省 県民生活部	国土交通省 県民生活部																																																																																																																																																																																															
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省 農林水産部	国土交通省 農林水産省 農林水産部																																																																																																																																																																																															
第28条	1号	危険物	総務省 消防庁	知事直轄																																																																																																																																																																																															
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部																																																																																																																																																																																															
	3号	火薬類	経済産業省	知事直轄																																																																																																																																																																																															
	4号	高圧ガス	経済産業省	知事直轄																																																																																																																																																																																															
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	6号	核燃料物質	文部科学省 経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	—																																																																																																																																																																																															
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省 農林水産部	保健福祉部 農林水産省 農林水産部																																																																																																																																																																																															
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—																																																																																																																																																																																															
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—																																																																																																																																																																																															
	11号	毒性物質	経済産業省	—																																																																																																																																																																																															

◆変更内容の整理（資料編）

No.	変更箇所		変更内容	修正理由	
	章	頁	旧		
50	資料編	資料25	<p>4 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>(1)避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の高齢者、障害者等への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。</p> <p>(2)①(略)②(略)③(略)</p> <p>④一人ひとりの<u>高齢者、障害者等</u>のための「<u>個別計画</u>」の策定等</p> <p>(3)(略)</p> <p>(4)なお、「<u>個別計画</u>」を策定するためには、<u>高齢者、障害者等</u>の情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。</p> <p>①同意方式 防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。</p> <p>②(略)</p> <p>③関係機関共有方式 地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員児童委員などの関係機関等の間で共有する方式。</p> <p>(※)平成25年6月の災害対策基本法改正により、<u>高齢者・障害者等</u>の情報を目的外利用することができるようになったことから、③関係機関共有方式中心にして①同意方式、②手上げ方式も加えて名簿を作成することが可能となった。</p>	<p>4 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>(1)避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、(削除)高齢者、障害者等への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。</p> <p>(2)①(略)②(略)③(略)</p> <p>④一人ひとりの<u>避難行動要支援者</u>のための「<u>個別避難計画</u>」の策定等</p> <p>(3)(略)</p> <p>(4)なお、「<u>個別避難計画</u>」を策定するためには、<u>避難行動要支援者</u>の情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。</p> <p>①同意方式 防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が<u>要支援者</u>本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。</p> <p>②(略)</p> <p>③関係機関共有方式 地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、<u>要支援者</u>本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する<u>要支援者</u>情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員児童委員などの関係機関等の間で共有する方式。</p> <p>(※)平成25年6月の災害対策基本法改正により、<u>避難行動要支援者</u>の情報を目的外利用することができるようになったことから、③関係機関共有方式中心にして①同意方式、②手上げ方式も加えて名簿を作成することが可能となった。</p>	(4)

